

令和元年度5月教育委員会議定例会議事日程

日 時 令和元年5月23日(木)

午前9時30分より

場 所 町民センター2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第5号 令和2年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- (2) 議案第6号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (3) 議案第7号 二宮町小中一貫教育校設置計画(案)について
- (4) 議案第8号 令和元年度二宮町一般会計補正予算(案)について
- (5) 議案第9号 学校給食センター配送車購入物品供給契約について

5 報告・協議事項

- (1) 各種補助金等交付要綱の制定について・・・資料No. 1
- (2) 令和元年度小・中学校学級編制及び児童生徒数について・・・資料No. 2
- (3) 二宮町生涯学習センター(ラディアン)20周年記念事業(案)・・・資料No. 3
- (4) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

平成 31 年 5 月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H31. 4. 19~H30. 5. 22)

月	日	曜日	内 容
4	19	金	定例教育委員会議
4	19	金	二宮町青少年環境浄化推進員委嘱式
4	22	月	議会臨時会
4	22	月	部の重点施策（事業）及び部の運営方針に係るヒアリング
4	23	火	二宮町民俗芸能保存会連絡協議会総会
4	24	水	新庁舎建設特別委員会（小中一貫教育校設置計画（素案）の説明）
4	24	水	神奈川県町村教育長会議
4	25	木	議会全員協議会（小中一貫教育校設置計画（素案）の説明）
4	26	金	中郡中学校教育研究会・体育連盟・文化連盟総会
4	26	金	二宮町体育協会総会
5	9~10	木・金	全国町村教育長会議
5	10	金	山西小学校学校運営協議会
5	15	水	二宮町手をつなぐ育成会総会
5	15	水	社会教育委員会議
5	18	土	二宮西中学校体育祭
5	20	月	政策会議
5	20	月	新庁舎建設庁内検討会
5	21	火	中地区教職員組合定期大会
5	22	水	児童生徒安全対策協議会
5	22	水	一色小学校学校運営協議会

5月政策会議結果報告

平成31年5月7日（火）開催分

【町長あいさつ】

- ・長いゴールデン・ウィーク後であるが、各業務滞りないように進めること。
また、新庁舎の説明会に向けてしっかりと準備すること。

【主な付議案件】

- 1 平成32年度県の施策・予算に関する要望について
 - ・3市3町広域行政推進協議会を通じた平成32年度県の施策・予算に関する要望について協議を行った。
 - ・教育員会関係では、「特別支援教育の充実強化について（通学支援確保）」を継続で要望する。

【情報交換】

- かながわランドデザイン第3期実施計画（素案）について
素案について意見募集を行っている旨の情報提供があった。
- 職員防災研修について
5月27日に被災地への派遣経験のある平塚保健福祉事務所の職員を招いて職員防災研修を行う。
- シェイクアウト訓練について
6月20日に全町民に向け、シェイクアウト訓練を行う。13時30分に防災無線から緊急地震速報が流れるので、協力をお願いします。
- 議会報告会・意見交換会（シェアにのみや）について
4月30日、5月1日に、役場新庁舎建設を中心に、議会報告会を開催し、参加者との意見交換会を行った。

5月政策会議結果報告

平成31年5月20日（月）開催分

【町長あいさつ】

- ・本日、新庁舎建設特別委員会があった。新庁舎整備に重点を置き取り組んでいるが、他の事業、計画についても着実に進めること。

【主な付議案件】

- 1 平成31年度 部の重点施策（事業）及び運営方針に係るヒアリング結果について
 - ・4月に行った町長、副町長からのヒアリング結果をまとめたものが示され、確認を行った。今後、各部署において対応していく。
- 2 「町への提案」等について
 - ・町民の方からいただいた提案への回答について、報告があった。提案の内容は、温水プールの利用者を増やす方策について。
- 3 二宮町小中一貫教育校設置計画（案）について
 - ・策定を進めている計画案について、現時点での内容で報告を行った。

【情報交換】

- 明日（5月21日）に開催を予定していた「戦没者を追悼し平和を祈念するつどい」については、荒天が予想されるため、中止となった。

教育総務課事業報告

事業報告

(平成31年4月19日～令和元年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月24日	水	部活動ガイドライン担当者会	町民センター	5
4月26日	金	小学校外国語活動研修会	町民センター	59
5月9日	木	特別支援教育担当者会	町民センター	20
5月15日	水	町初任者研修会	町民センター	4
5月16日	木	学校事務連携会議	町民センター	8
5月16日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	教育支援室	14
5月17日	金	小・中学校校長会	役場	14
5月18日	土	二宮西中学校体育祭	二宮西中学校	
5月22日	水	児童生徒安全対策協議会	町民センター	26

事業予定

(令和元年5月23日～6月20日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月23日	木	総合教育会議	役場	11
5月24日	金	二宮育英会理事会	役場	9
5月25日	土	二宮中学校 汐鳴祭体育の部	二宮中学校	
5月27日	月	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会	役場	16
5月28日	火	人権教育担当者会	教育支援室	6
6月1日 ～2日	土～日	小学校修学旅行	日光方面	217
6月3日	月	中学校英語教育研修会	二宮中	9
6月8日	土	二宮小学校、一色小学校運動会	二宮小学校、一色小学校	
6月17日	月	学校事務連携会議	町民センター	8
6月18日	火	小学校外国語活動研修会	一色小	20
6月19日	水	心臓病判定委員会	役場	16
6月19日	水	小・中学校校長会	役場	11
6月20日	木	幼・保・小・中一斉避難訓練・引き取り訓練	各園、町立学校	

学校給食センター

事業報告

(平成31年4月19日～令和元年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月24日	水	納入物資監査	給食センター	8
5月8日	水	献立会議 (P T A)	給食センター	8
5月16日	木	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8

事業予定

(令和元年5月23日～6月20日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月29日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	6
5月30日	木	新1年生保護者試食会	山西小学校	49
6月3日	月	新1年生保護者試食会	二宮小学校	114
6月4日	火	献立会議 (P T A)	給食センター	8
6月12日	水	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8
6月18日	火	新1年生保護者試食会	一色小学校	26

生涯学習課事業報告（平成31年4月19日～令和元年5月22日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
4/19	金	青少年環境浄化推進員委嘱式 環境浄化パトロール①	ラディアンミーティングルーム 2 町内	10人	7人
4/20	土	子ども会指導者・青少年指導員合同研修会①	ラディアン ミーティングルーム2	-	35人
4/25	木	スポーツ推進委員連絡協議会②	ラディアン ミーティングルーム1	20人	16人
4/28	日	青少年指導員連絡協議会主催事業 「楽しく学ぼう野外炊事」	一色防災コミュニティセ ンター	-	11人
5/11（土）～ 12（日）		第7回 バラ展（生涯学習ボランティア自主企画）	ラディアン 展示ギャラリー	-	500人
		「プリザーブドフラワーの花飾りを作ろう！」 （バラ展同時開催）	ラディアン 展示ギャラリー	-	11人
5/11	土	子どもチャレンジ教室 「母の日講座 手作りカーネーションをプレゼント しよう」	ラディアン ミーティングルーム1	12人	10人
5/15	水	社会教育委員会会議①	ラディアン ミーティングルーム1	8人	8人
5/17	金	環境浄化パトロール②	町内	10人	8人
5/19	日	子ども会指導者・青少年指導員合同研修会②	ラディアン ミーティングルーム2	-	33人

生涯学習課事業予定（令和元年5月23日～令和元年6月20日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
5/23・ 30・ 6/6・13	木	にのみや町民大学「外国人と話せるようになろう」 （全4回）	ラディアン ミーティングルーム1	10:00
5/26	日	子ども会リーダー研修会①	山西小学校	13:30
5/30・ 6/6・ 13・20	木	にのみや町民大学「鎌倉彫体験」 （生涯学習ボランティア自主講座）①～④	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
6/14	金	環境浄化巡回パトロール③	町内	15:00
6/20	月	青少年指導員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15

生涯学習課事業報告(平成 31年4月19日～令和元年5月22日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
4/19	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども21名 大人19名
4/20	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども13名 大人7名
5/1	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	3人41冊
5/12	日	図書リサイクルコーナー	図書館	205冊
5/15	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども7名 大人7名
5/15	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	6人45冊
5/16	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	6人39冊
5/16	木	託児サービス	ラディアン保育室	4人
5/16	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議①	二宮町教育支援室	13人
5/17	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども22名 大人20名
5/18	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども9名 大人11名
書架整理ボランティア (4/20～5/22 活動日数 8日)			図書館	のべ15人/ のべ 19時間35分

生涯学習課事業予定(令和元年5月23日～令和元年6月20日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
5/25	土	大人が楽しむおはなし会	ラディアン和室	14:00～
5/26	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	10:00～
6/5	水	ブックスタート(子育て・健康課と共催)	保健センター	午後
6/5	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
6/9	日	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
6/12	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
6/15	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～
6/18	火	平成31年度第1回図書館協議会	ボランティアルーム	10:00～
6/19	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
6/20	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
6/20	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第5号

令和2年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

令和元年5月23日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和元年度に二宮町立小・中学校において使用する教科用図書を採択するに当たり、その方針を定めるために提案する。

令和2年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和2年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

平成 32 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 32 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成 32 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 32 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 32・33・34・35 年度用）、中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）及び「中学校特別の教科 道徳」に係る中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 31・32 年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書や学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成 32・33・34・35 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○「教育基本法（第 1 条、第 2 条）及び学校教育法（第 30 条 2 項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の 3 つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(7) 内容と構成

○ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
- ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

○ 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・言語能力の確実な育成
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・学校段階間の円滑な接続
- ・情報活用能力の育成
- ・児童の学習上の困難さに応じた工夫

○ 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮されているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮はなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮はなされているか。
- 適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。

- 社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
- 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(イ) 地 図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 算 数

- 数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
- 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮はなされているか。
- 観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮はなされているか。
- 「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮はなされているか。

(キ) 生 活

- 知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。

(ク) 音 楽

- 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。
- 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(コ) 家 庭

- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮はなされているか。
- 日常生活に必要となる基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がなされているか。
- 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 保 健

- 児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
- 児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮はなされているか。
- 児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮はなされているか。

(シ) 外国語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

- 小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

(ス) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がされているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がされているか。

6 平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された[中学校教育の目標]（第46条）の内容を踏まえているか。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（※ 第30条第2項の準用）

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道德教育の充実
- ・ 体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、生徒の発達の段階に即して適切であるか。

- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(イ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

(ロ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国 語（書写を除く）

- 各領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）について、教材の内容及び学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」について、教材は適切に取り上げられているか。
- 読書に親しむ態度を養うための適切な配慮が見られるか。また、目的に応じた読書のための教材が適切に取り上げられているか。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆の教材例及び字形や配列、運筆など基礎的な事項に関する教材例について適切に取り扱われているか。
- 楷書・行書・漢字・仮名の分量とその配分は適切であるか。
- 文字文化や社会生活との関連を図った教材例は適切に取り扱われているか。

(ウ) 社 会（地図を除く）

- 諸資料に基づいて多面的・多角的に考察するために、社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させるよう配慮されているか。
- 思考力・判断力・表現力等の能力育成について配慮されているか。
- 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。

(イ) 地 図

- 基本図・部分図・資料図などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。
- 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達の段階に即しているか。

(オ) 数 学

- 数学的活動として、数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動及び数学的に説明し伝え合う活動が適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したり、伝え合ったりする活動が適切に取り上げられているか。
- そろばん、電卓、コンピュータや情報通信ネットワークなどの利用が適切に設けられているか。

(カ) 理 科

- 科学に関する基本的概念の定着が図れること、さらに、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方が育成できるよう配慮されているか。
- 科学的な思考力、表現力の育成が図れるよう、目的意識を持って観察、実験を主体的に行い、観察、実験の結果を分析し解釈する能力や、導き出した自らの考えを表現する能力の育成に配慮されているか。
- 科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高められるよう、日常生活や社会との関連が図られたり、環境教育の充実が図られたりするよう配慮されているか。
- 科学的な体験、自然体験の充実を図るため、原理や法則の理解を深めるためのものづくりや継続的な観察や季節を変えての定点観測など、科学的な体験や自然体験の充実が図れるよう配慮されているか。

(キ) 音 楽

- 音楽に対する感性を豊かにし、表現及び鑑賞の学習内容が相互に取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を、〔共通事項〕と関連させた主体的な学習の展開が図れるよう配慮されているか。
- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から適切に選択されているか。
- 音楽文化についての理解を深める学習内容が適切に取り上げられているか。

(ク) 美 術

- 生徒が自らつくり出す喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材が配慮されているか。
- 表現や鑑賞、美術文化などに係る作品は、表現の方法や教材などが多様なものから適切に選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品が適切に取り上げられているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

(ケ) 保健体育

- 生徒自ら課題を設定し解決に向けて取り組み、その過程を振り返る学習により、問題解決の能力を育成することに適した内容になっているか。
- 健康・安全について生徒が興味関心を高め、科学的な理解を促すための資料が取り上げられているか。
- 科学的な理解を深め、思考力・判断力等を育成するために知識を活用する学習が適切に取り上げられているか。

(コ) 技術・家庭

- 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得のために、製作、整備、操作、調理などの実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動が、適切に取り上げられているか。
- 生活と技術とのかかわりについて理解を深めるよう配慮されているか。
- 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるための学習活動や資料等が、適切に取り上げられているか。

(カ) 英 語

- 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく配置し、コミュニケーション能力の基礎を養えるように工夫されているか。

- 入門期では、小学校で扱った音声や表現などを取り入れるなど、小学校における外国語活動との関連に留意した構成となっているか。
- 世界の文化や暮らしなど、国際理解を深めることにつながる興味・関心を、引き出し育てる内容が適切に取り上げられているか。

7 平成 32 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

(1) 1 教科・種目に共通な観点（小学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部）

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第 1 条、第 2 条）及び学校教育法（第 30 条 2 項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の 3 つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・ 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
- ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童が使いやすく、安全性にも配慮されているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

(1)– 2 教科・種目に共通な観点（中学校の特別支援学級及び特別支援学校の中学部）

ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[小学校教育の目標]

- 第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

[中学校教育の目標]

- 第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。
- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
- ・ 言語活動の充実

- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

イ かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

ウ 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

(2) 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点、平成 28 年度使用中学校（中等教育学校の前期を含む）教科用図書調査研究の観点及び中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

8 平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料は、平成 30 年度検定に新たに合格した図書がなかったことにより、平成 26 年度検定合格図書からの採択となるため、中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）をもって充てる。

議案第6号

学校運営協議会委員の委嘱について

令和元年5月23日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小中学校の学校運営協議会委員について、令和2年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	飯塚 富美	令和元年5月23日	令和2年3月31日	新任
2	大矢 孝道			
3	掬川 せつ子			
4	齋藤 成司			
5	下田 章弘			
6	柄澤 恵			
7	片岡 宇一郎			
8	袋井 芳子			
9	伊達 良雄			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	吉田 美佳子	令和元年5月23日	令和2年3月31日	新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	三宅 栄子	令和元年5月23日	令和2年3月31日	新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	藤原 直彦	令和元年5月23日	令和2年3月31日	新任
2	成岡 政男			
3	美濃島 規子			
4	川上 敏久			
5	西山 和男			
6	堀尾 美幸			
7	上田 昭紀			
8	関口 金由紀			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	一色 由利子	令和元年5月23日	令和2年3月31日	新任

議案第7号

二宮町小中一貫教育校設置計画(案)について

令和元年5月23日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町において小中一貫教育を行う小中一貫教育校の設置計画について提案する。

二宮町小中一貫教育校設置計画 (案)

二宮町教育委員会

令和元(2019)年5月

1	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	小中一貫教育を導入する背景・・・・・・・・	2
3	二宮町の小・中学校の状況・・・・・・・・	3
	(1) 教育の内容	
	(2) 児童生徒数等の状況	
	(3) 学校施設の状況	
4	二宮町の小・中学校における課題・・・・・・・・	9
	(1) 高度化する学習内容への対応と特色ある学校教育の推進	
	(2) 児童生徒数の維持と適正な学校規模の確保	
	(3) 老朽化が進む学校施設への対応	
	(4) 子どもたちに向き合う時間の確保と個に応じた指導の充実	
	(5) 教育内容や児童生徒の状況に応じた指導への対応に求められる変革	
5	二宮町の小中学校に小中一貫教育を導入する意義・・・・・・・・	11
	(1) 小中一貫教育とは	
	(2) 小中一貫教育を行う学校とは	
	(3) これからの世の中を見据えて	

6	小中一貫教育の導入に向けた二宮町のこれまでの取組み・・・・・・・・・・	13
	(1) 小中学校の取組み	
	(2) 二宮町小中一貫教育校導入検討会、二宮町小中一貫教育校推進研究会の取組み	
7	二宮町の考える小中一貫教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1) 目指す子ども像	
	(2) 小中一貫教育の内容	
	(3) 学校のかたち	
	(4) 地域とのかかわり	
	(5) 具体的な方向性	
8	小中一貫教育校を実現するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1) 教員の配置	
	(2) 教員免許	
	(3) 学校配置	
	(4) 施設整備	
9	学校の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1) 小中一貫教育を進める学校の組合せ	
	(2) 通学区域	

(3) 学区

(4) 通学のための対応

10 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(1) 必要とされる学校整備

(2) 必要経費

(3) 財源

11 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1 計画の趣旨

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人々の予測を超えて加速度的に進展するようになっていきます。

また、少子高齢化や核家族化の急速な進行などによる地域コミュニティの弱体化や家庭における教育力の低下など、子どもをとりまく環境が様々に変化しています。

国においては、これらの状況に対応するためには教育制度の改革が必要であるとして、学校教育法を改正し、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を新たに位置付けるなどの改革が進められており、義務教育が大きな転換期を迎えています。

そうした中で、平成 31(2019)年 4 月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対し、小・中・高校の教育のあり方について、小学校の教科担任制や小中一貫校の拡大を検討するよう諮問するなど、これからの小・中学校には大きな変化が求められています。

神奈川県においては平成 26(2014)年 7 月に「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、翌年10月に「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 最終報告」をまとめるなどして、小中一貫教育の有効性や必要性を示しています。

二宮町教育委員会においても、平成 28(2016)年より、小中一貫教育の研究を始めました。子どもたちにより良い環境、より質の高い学校教育を提供するため、義務教育のあり方について、考えていく時期に来ていると考えています。

また、少子化が進む二宮町においては町の将来を支える人づくりが急務であり、小中一貫教育などの特色ある学校教育を進めることは、若い世代の人口減少に歯止めをかけることにもつながります。

そこで、二宮町教育委員会では、これからの小・中学校の教育のあり方を考える基本として、約 10 年前から国で進められ、ここ数年の県でも積極的に取り組みが進められている「小中一貫教育」を行う「小中一貫教育校」の導入について計画した、「二宮町小中一貫教育校設置計画」を示すこととしました。

2 小中一貫教育を導入する背景

国や県が小中一貫教育を推進する背景としては、小学校から中学校へ進学する際の接続が円滑になっていない現状が挙げられます。進学による環境の変化や不安は不登校などの生徒指導上困難な状況に発展する、いわゆる「中1ギャップ」を引き起こしています。

二宮町においても、中学校に進学してからも継続して支援が必要と思われる児童や、中学校に進学してから不登校になる生徒、個別の支援を継続的に必要とする児童生徒もあり、児童生徒一人一人の成長を支えるための新たな体制づくりが必要となっています。

このような課題に対処するためには、9年間を見据え、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導と、小学校と中学校が連携・協力して学習面や生活面での切れ目のない支援にあたることが求められます。

また、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、一部の企業や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされ、今後ますます求められます。

現在学校で学ぶ児童生徒が卒業し活躍する社会では、多文化・多言語の中で国際的な協調と協働が求められており、外国語を用いて自らの考えを伝えたり互いの考えを理解したりする力が一層重要になることが想定されます。

二宮町では、特色ある学校教育として英語教育に力を入れており、小学校1年生から、ALT（外国語指導助手）による生きた英語教育を行っています。

さらに小学校の英語の教科化も見据え、小学校に中学校英語科の免許を持った教員を配置し、9年間切れ目のない英語教育を行うなど、英語教育の充実を目指しています。

3 二宮町の小・中学校の状況

(1) 教育の内容

二宮町教育委員会では、「二宮町教育委員会の教育方針」及び「二宮町立学校教育目標」を掲げ、これを実現するため、毎年、「二宮町教育委員会基本方針」を定め、学校における教育活動を推進しています。

また、平成 26(2014)年に施行された法律に基づき、平成 27(2015)年 11 月に「二宮町教育大綱」を策定し、平成 31(2019)年に見直しました。これは、先に述べた基本方針等の上位に位置づくもので、二宮町の教育を推進するための指針となるものです。

二宮町の学校教育の推進においては、この大綱における大きな目標の実現に向け、社会に開かれた教育課程の編成に努め、人間尊重の精神を基本とした「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進めています。各学校では、家庭や地域と連携し、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めています。

これらを踏まえ、英語教育の充実や支援を必要とする児童生徒への教育の充実、地域の方々の教育力を活用した授業の実施、小・中学校の連携による研究活動の推進など、特色ある学校教育を進めるための取組みを行っています。

さらに、令和元(2019)年度より町立学校すべてに学校運営協議会制度が導入され、「コミュニティ・スクール」になりました。「コミュニティ・スクール」は、学校運営や学校の課題に対して、委嘱された保護者や地域の方々が一定の権限をもって参加する仕組みであり、学校と地域とが協力し、地域の子どもをはぐくむことを目指しています。この仕組みに基づき各学校は地域とともにある学校づくりを推進しています。

(2) 児童生徒数等の状況

ここ数年の町の人口減少とともに、小・中学校における児童生徒数も減少傾向にあり、それに伴い学級数も減少しています。

令和元(2019)年5月1日時点での児童生徒数の状況を見ると、小学校では一色小学校と山西小学校が昨年度と比較して減少しています。特に一色小学校はここ5年間に増加したことがなく、学級数においても6年生以外の学年が単級となっています。山西小学校については、各学年2クラスずつの規模がしばらくの間維持されますが、令和17(2035)年頃から、単級化が予想されます。

一方で、二宮小学校においては、学区内における新たな住宅地の開発などにより転入される世帯が増えている状況もあり、ここ5年間に減少したことはありません。

中学校については、両校とも減少傾向にあり、二宮中学校は5年間で59人、二宮西中学校では20人減少してきました。

中学校については1学年2学級以上が望ましいことに加え、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされる中で、二宮中学校では令和17(2035)年頃、二宮西中学校では令和12(2030)年頃にその規模を下回る推計があります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計(平成25(2013)年3月現在)」が推計した将来の子どもの数についても、大幅な減少が予想されます。

○ 平成31年5月1日現在の小・中学校における児童生徒数及び学級数

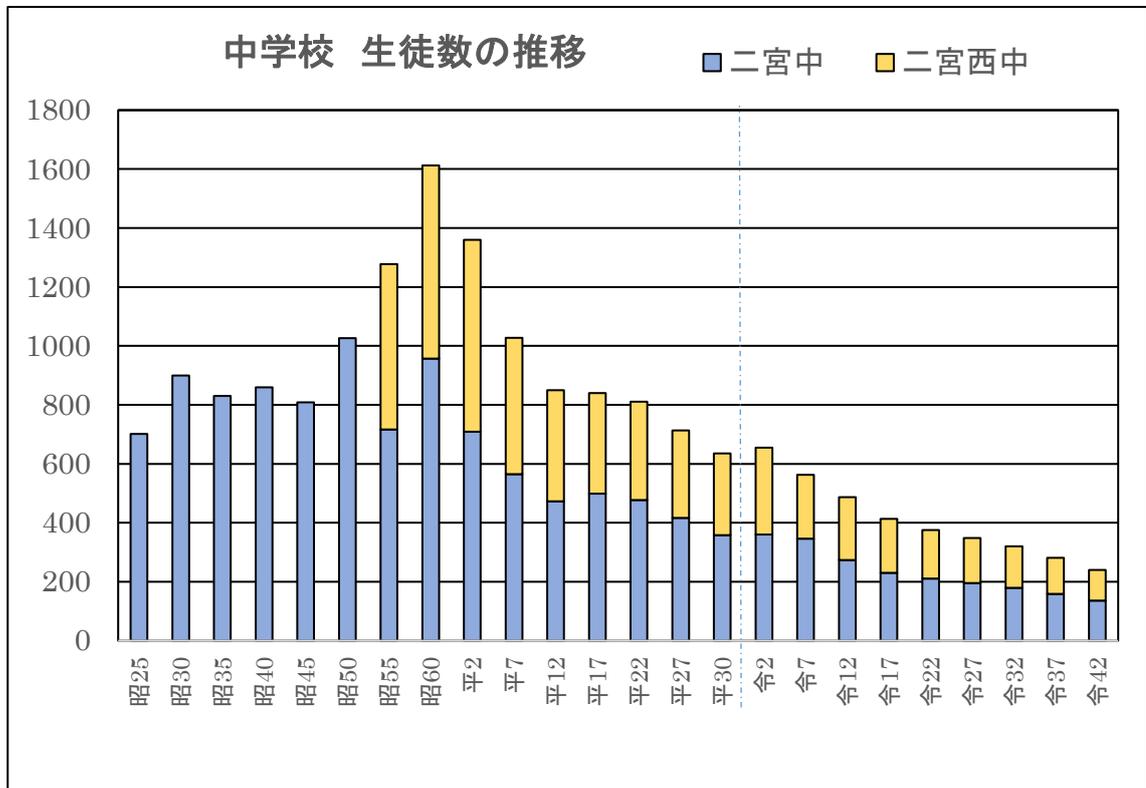
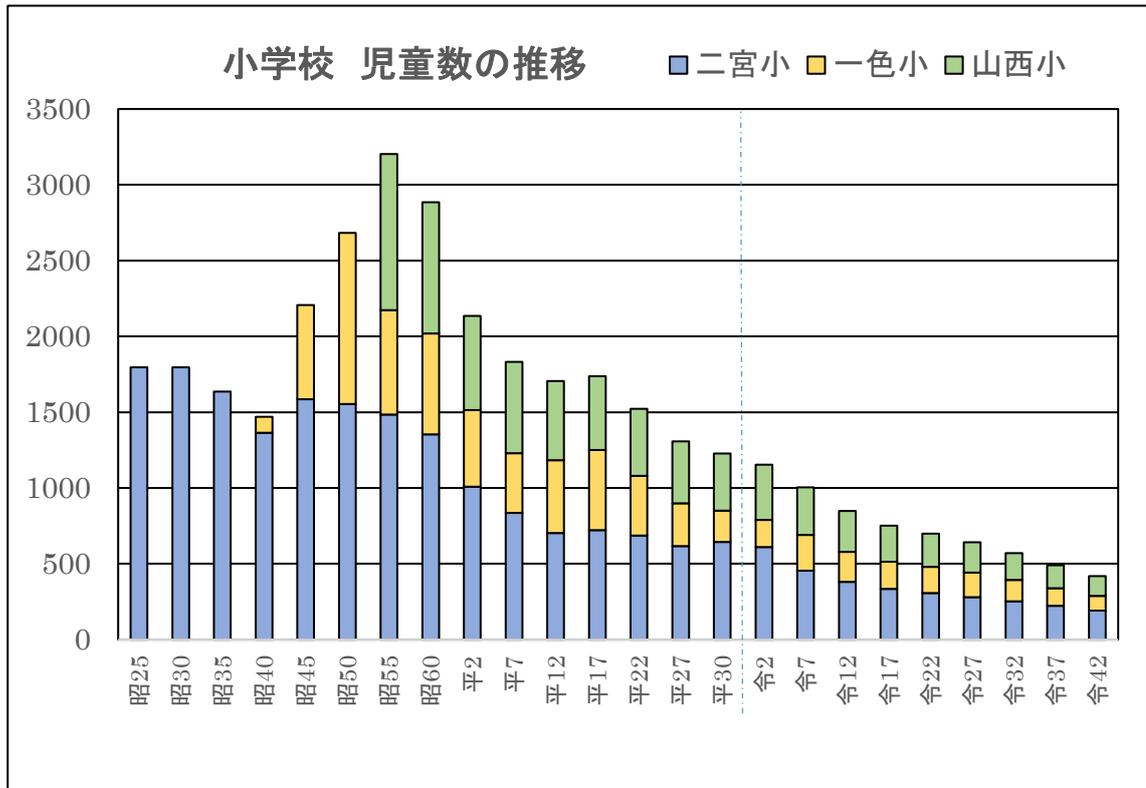
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別	計
二宮小	児童数	110	102	107	121	90	91	25	646
	学級数	4	3	3	4	3	3	6	26
一色小	児童数	26	19	29	28	32	54	10	198
	学級数	1	1	1	1	1	2	3	10
山西小	児童数	48	49	57	58	69	68	9	358
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	15
小学校計	児童数	184	170	193	207	191	213	44	1202
	学級数	7	6	6	7	6	7	12	51
二宮中	生徒数	121	107	114				8	350
	学級数	4	3	3				3	13
二宮西中	生徒数	80	102	90				2	274
	学級数	3	3	3				2	11
中学校計	生徒数	201	209	204				10	624
	学級数	7	6	6				5	24

○児童生徒数の推移（各年5月1日現在）

（人、％）

	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比
二宮小	607	△0.7	622	2.5	622	0	645	3.7	646	0.2
一色小	276	△4.8	252	△8.3	245	△2.8	207	△15.5	198	△4.3
山西小	404	△2.9	407	0.5	401	△2.5	376	△6.2	358	△4.8
小学校計	1,287	△2.3	1,281	△0.5	1,268	△1	1,228	△3.2	1,202	△2.1
	生徒数	前年比	生徒数	前年比	生徒数	前年比	生徒数	前年比	生徒数	前年比
二宮中	409	△3.5	398	△2.7	372	△6.5	358	△3.8	350	△2.2
二宮西中	294	△3.6	275	△6.5	265	△3.3	277	4.5	274	△1.1
中学校計	703	△3.6	673	△4.3	637	△5.3	635	△0.3	624	△1.7
小中合計	1,990	△2.7	1,954	△1.8	1,905	△2.5	1,863	△2.2	1,826	△2.0

児童生徒数の推移グラフ（推計）



児童数は令和2年、生徒数は令和7年まで住民票データから推測
それ以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータ引用

また、町内小・中学校 5 校における児童生徒の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」という解決しなければならない課題の発生状況については次のとおりです。

○小学校の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
暴力行為（発生件数）	17	1	3
いじめ（認知件数）	51	19	13
不登校（30 日以上欠席者数）	10	9	8

○中学校の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
暴力行為（発生件数）	17	32	30
いじめ（認知件数）	24	14	55
不登校（30 日以上欠席者数）	25	22	19

（3）学校施設の状況

町内小・中学校 5 校の校舎等の状況は、次のとおりです。昭和 40(1965)年代以前に建設された施設が半数以上あり、二宮町公共施設再配置に関する基本方針で示されている耐用年数 60 年が数年先に迫っている校舎もあります。また、小・中学校すべての校舎、体育館において耐震工事は完了しているものの、耐震工事からすでに 22 年が経過している校舎もあります。

また、維持管理においても予想できない突発的な補修工事が発生するなど、その対応は年々増加しています。安全安心な学校施設を維持するために、今後の施設のあり方を整理することが急務な状況となっています。

○校舎、体育館の状況

学校名	棟名	竣工年（西暦）	設定耐用年（西暦）	耐震工事年
二宮小	西棟	昭和 46 年（1971）	令和 13 年（2031）	平成 17 年（2005）
	中央棟	昭和 47 年（1972）	令和 14 年（2032）	平成 15 年（2003）
	東棟	昭和 48 年（1973）	令和 15 年（2033）	
	体育館	昭和 50 年（1975）	令和 17 年（2035）	
一色小	北棟	昭和 41 年（1966）	令和 8 年（2026）	平成 13 年（2001）
	南棟	昭和 45 年（1970）	令和 12 年（2030）	平成 14 年（2002）
	体育館	昭和 48 年（1973）	令和 15 年（2033）	必要なし
山西小	北棟	昭和 52 年（1977）	令和 19 年（2037）	平成 9 年（1997）
	南棟	昭和 52 年（1977）	令和 19 年（2037）	平成 10 年（1998）
	体育館	昭和 53 年（1978）	令和 20 年（2038）	
二宮中	西棟	昭和 44 年（1969）	令和 11 年（2029）	平成 12 年（2000）
	東棟	昭和 35 年（1960）	令和 2 年（2020）	平成 11 年（1999）
	特別棟	昭和 60 年（1985）	令和 27 年（2045）	必要なし
	体育館	昭和 43 年（1968）	令和 10 年（2028）	平成 11 年（1999）
二宮西中	西棟	昭和 55 年（1980）	令和 22 年（2040）	平成 18 年（2006）
	東棟	昭和 56 年（1981）	令和 23 年（2041）	
	体育館	昭和 55 年（1980）	令和 22 年（2040）	

4 二宮町の小・中学校における課題

社会環境の変化は多様な価値観を生み、児童生徒の課題も個別化、複雑化してきています。また、不登校や集団不適應、いじめ等は低学年から現れる傾向にあり、継続した切れ目のない一貫した支援の必要性が高まっています。

(1) 高度化する学習内容への対応と特色ある学校教育の推進

小学校における英語の教科化や全国学力・学習状況調査などにより、地域や保護者からの児童生徒の学力向上に対する意識が高まっている中、二宮町の児童生徒の学力の水準を維持するとともに、より高めていくことが求められます。また、小学校高学年になると、低学年・中学年と比較して学習内容が高度化し、授業についていくことが難しいと感じる児童も増加する傾向にあり、対応が求められています。さらに、将来を見据え、児童生徒の「生きる力」を育むことを目的に、二宮らしい特色のある学校教育を行っていくことが重要となります。

二宮町では低学年から英語に親しむ時間を授業の中に組み入れたり、学校運営協議会制度を導入することで地域とともにある学校をめざしたり、様々な取組をしているところですが、さらなる対応が求められています。

(2) 児童生徒数の維持と適正な学校規模の確保

互いに影響し、切磋琢磨していく中で、多様な考えや価値観を理解して受け容れながら自己を確立していったり、学習の中で様々な考え方や課題解決の手立てに触れて自己の学習を深めていったりするためには、ある程度の適正な学校規模が望まれます。単級化の進む一色小学校では、遠足を2学年合同で行うなどの工夫をし、対応している現状があります。

今後減少が見込まれる児童生徒数の状況を踏まえ、児童生徒数を維持し、よりよい学習環境として適正な学校規模を確保することが必要です。

(3) 老朽化が進む学校施設への対応

半数以上の施設が建設から40年以上が経過する現状において、将来における二宮町の教育を考える中で、より安全な施設において児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、計画的に整備を行わなければならない状況にあります。

(4) 子どもたちに向き合う時間の確保と個に応じた指導の充実

学校の単級化等により学校に配置される教員数も減少し、学校行事のマンネリ化や複数の教員による授業が実践しづらいなど、教育内容に支障をきたす状況が生じてきています。

また、不登校やいじめなどの課題や個に応じた指導・支援を必要とする児童生徒への対応が多様化する中で、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保することが困難な状況になっています。

(5) 教育内容や児童生徒の状況に応じた指導への対応に求められる変革

小学校においては、英語の教科化、プログラミング教育の推進等、これまで小学校教員に求められていなかった教科や指導を行うことになってきています。

中学校においては小学校時代に引き続いての不登校や発達課題など、生徒個々の課題にこれまで以上に丁寧な対応が求められ、また、学力向上のために基礎学力を再定着させる指導などが求められています。

義務教育にこれまで以上のことが求められる中、子どもたちにより高い水準の教育や個に応じた指導を実施するためには、小・中学校の教員がそれぞれの特質を生かし、協力・協働して9年間の成長を支援していく必要があります。

5 二宮町の小・中学校に小中一貫教育を導入する意義

(1) 小中一貫教育とは

幼児期における教育は、その後の学習や人間関係においても大きな影響を与えます。同様に、小学校における教育は、中学校以降の生活や学習の基盤につながることから、小・中学校で目指すべき子ども像を共有し、より長期的な視点で子どもたちをはぐくむことが重要です。

小中一貫教育とは、小学校及び中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、それぞれの発達段階をふまえた切れ目のない体系的な教育を目指す教育をいいます。

(2) 小中一貫教育を行う学校とは

学校教育法に規定する小・中学校については、大きく「小学校」「中学校」「義務教育学校」に大別され、地域の実情や児童生徒の実態など、様々な要素を総合的に勘案して設置者がどの学校を設置するかを主体的に判断できるようになっています。

また、「義務教育学校」に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことのできる「小中一貫型小・中学校」も制度化されました。この制度を活用し、義務教育全体の質を向上させていく必要があります。

小中一貫校については、「施設一体型」「施設分離型」等、様々な施設形態があります。文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」によると、「施設一体型」が最も大きく成果が表れるとされています。

小中一貫教育校における施設形態



小学校・中学校

【施設一体型】

小・中学校の校舎の全部
又は一部が一体的に設置



小学校

中学校

【施設分離型】

小・中学校の校舎が異なる
地域に別々に設置されている。

(3) これからの世の中を見据えて

今、社会の流行や価値観は変わりやすく、その先を読み、予測することや、あふれる情報の中から必要な情報を見極めることは、極めて難しい状況にあります。

このような中、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力や、他者と切磋琢磨しつつ、異なる文化や歴史に立脚する人々との協働など、変化に対して柔軟に対応する能力や困難とされる事象を主体的に乗り越えていくための「生きる力」が重要になります。自分自身と真摯に向き合い、他者と協働し、自分の進むべき道を模索しながら未来を切り開いていく力が求められます。

このような「生きる力」をはぐくむために、コミュニティ・スクール（地域とともにある学校）を土台とした小中一貫教育を考えます。学校と家庭と地域が手をつないで子どもたちを育てていくとともに、小・中学校の教職員が義務教育9年間を見通して共通のねらい・学力観に立って切れ目のない指導を行うことで、系統的なつながりを持った質の高い教育の実践を目指します。

6 小中一貫教育の導入に向けた二宮町のこれまでの取組み

小中一貫の教育目標を実現するためには、義務教育9年間を一貫した体系的なカリキュラムを編成することが必要です。そして、小中一貫教育を実効性のあるものとして実施していくためには、編成したカリキュラムが日々行われる授業で意識されていることが大切です。

また、それぞれの校種の教員が行っている指導には、以下の3つのことを顔の見える関係の中で理解していくことが大切です。

- 児童生徒への指導において、発達の段階に対してどのような配慮をしているのか
- 児童生徒は何ができるようになっていくのか
- どのような目標をもって指導しているのか

(1) 小・中学校の取組み

二宮町は上記のような考えのもと、平成29(2017)年度、30(2018)年度の2年間、県の小中一貫教育推進事業の委託を受け、町立学校で小中一貫の教育を実現するための研究を進めました。

① 小・中学校における教員の相互乗り入れ指導

研究を委託された2年間、中学校英語科教員1名が「小中一貫教育英語科指導研究員」として、小学校で様々な英語活動を実践しました。また、平成29年度は小学校から中学校への乗り入れ指導を試行しました。

乗り入れ指導とは、教員が異校種の学校へ赴き、実際に授業をしたり、異校種同士の教員が協働して授業づくりをしたり、指導方法や指導内容を自校へ持ち帰り活用する等の活動全般をさします。

(ア) 小中一貫教育英語科指導研究員の活動

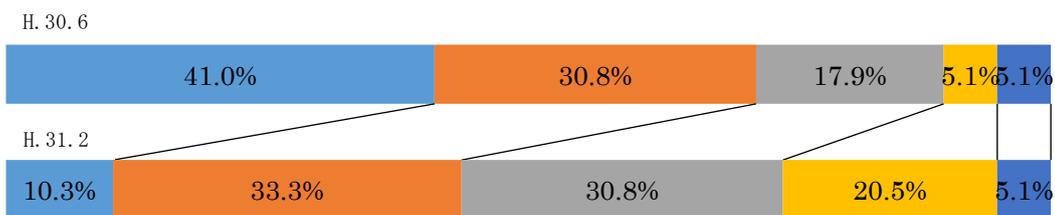
- ・小学校教員を対象に外国語活動に関わる研修会を開催する。
- ・町内の3小学校においての授業を学級担任やALTが参観する。
- ・学級担任が中心となって行う授業を小中一貫教育英語科指導研究員がサポートする。
- ・学級担任のみで行う授業の授業づくりから打合せ、授業内でのサポート、振り返り等を行う。
- ・各学年のさまざまな授業や朝の会等の参観。
- ・行事等への積極的な参加。

- (イ) 小中一貫教育英語科指導研究員の活動による効果
- ・学級担任の授業に対する不安軽減や授業力の向上。

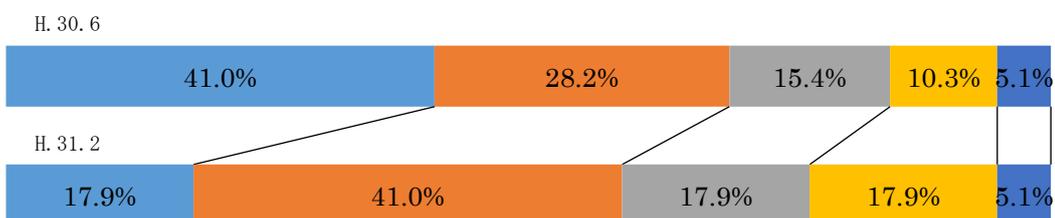
平成 30(2018)年 6 月に行ったアンケートで、「3・4 年生に何をどのように指導したらよいかわからず不安だ」という項目に対して 5 段階で聞いたところ、全学級担任の 71.8%が「そう思う」又は「まあそう思う」と回答していましたが、平成 31(2019)年 2 月に同様のアンケートを行ったところ、43.6%に減少しました。同様に、「5・6 年生で教科になった時に、何をどのように指導したらよいかわからず不安だ」という項目に対しては、6 月には 69.2%の学級担任が「そう思う」又は「まあそう思う」と回答していましたが、2 月には 58.9%に減少していました。この傾向は、5・6 年生の学級担任では、さらに顕著な結果(61.6%→38.5%)となり、授業を行う際の自信につなげることができたと考えられます。

3・4 年生に何をどのように指導したらよいかわからず不安だ。

■ そう思う ■ まあそう思う ■ どちらとも 言えない ■ あまりそう 思わない ■ そう思わない



5・6 年生で教科になった時に、何をどのように指導したらよいかわからず不安だ。



(ウ) 小学校教員の乗り入れ指導

- ・教員免許の課題や小・中学校の日課に時間帯のズレもあり、効率的に乗り入れ指導を進めることが困難でしたが、小学校教員が中学校に行くことで中学校の指導法等について理解し、小学校での指導に生かすことのできる良い機会になりました。

② 9年間を見通した小中一貫カリキュラムの作成を通じた小・中学校教員の相互理解

町内の小・中学校全教員が、10教科等に分けたワーキンググループのいずれかに所属し、教育課程の編成について専門的な研究・協議を行い、9年間を見通した小中一貫カリキュラムの作成に取り組んでいます。異校種の教員同士で学習指導要領を研究するだけでなく、授業公開・参観を行いました。

この過程で、新学習指導要領の縦のつながりを理解し、9年間を見通した指導を意識するよう取り組みました。

●ワーキンググループの活動の成果

- ・小学校と中学校の教員が顔を合わせる機会が増加した。
- ・小学校・中学校それぞれの具体的な学習内容や児童・生徒のつまずきについて情報共有。
- ・小学校の教員が送り出した子どもの成長に気が付くことができた。
- ・中学校の教員が小学生の力に気が付くことができた。

これまでにない小・中学校教員の交流があり相互理解の良い機会となりました。また、これまで意識されていなかった縦のつながりについて理解を深めることができました。授業公開・授業参観は、教員が異校種の発達段階や授業内容、指導方法等を知る良いきっかけになりました。また、学習指導要領により、それぞれの校種で身に付けた力を把握した教師たちが、児童・生徒の姿を通して実感を持って学びのつながりを意識することは、日々の教育実践に役立つことになると考えられます。そのためにも、小・中学校の教員が相互に、児童・生徒の実態、目指す子ども像、育てたい力等について協議を行い、各校種での現状と課題等を把握し、9年間を見通したカリキュラムを作成するための、丁寧な情報共有をすることは大切だといえます。

(2) 二宮町小中一貫教育校導入検討会、二宮町小中一貫教育校推進研究会の取組み

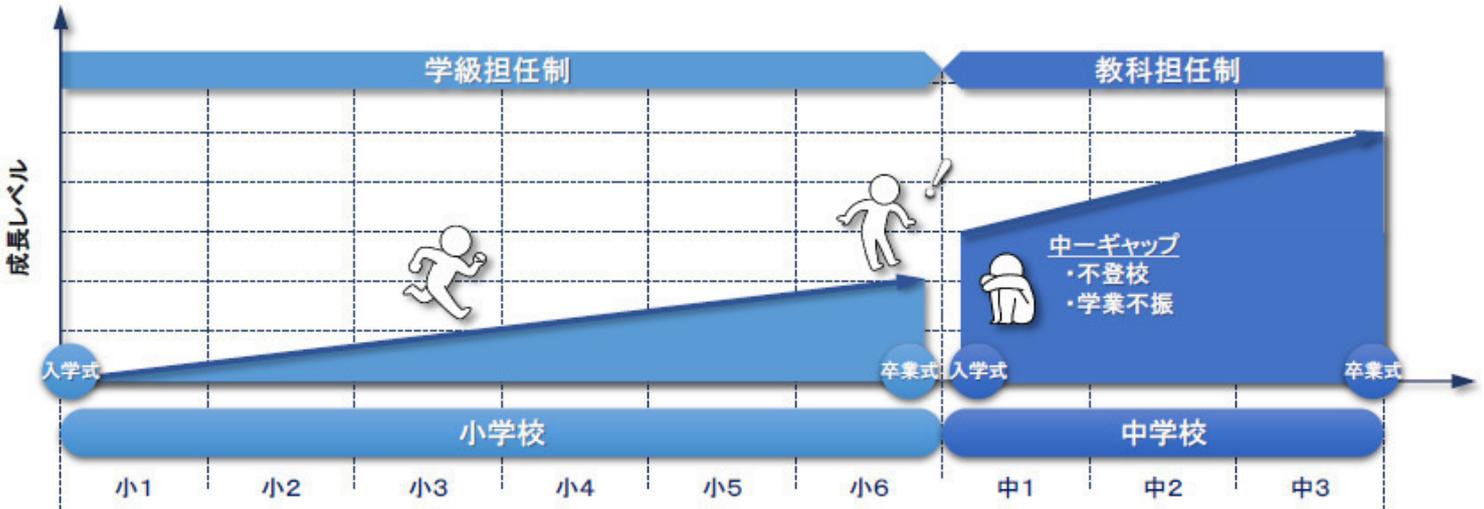
二宮町教育委員会では、義務教育期間9年間を見通した小中一貫教育への取組みと、将来に向けた小中一貫教育校導入の検討のため、平成29(2017)年度には二宮町立学校の校長先生をメンバーとした「二宮町小中一貫教育校導入検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、二宮町立学校の適正規模化並びに適正配置についての条件を整理しました。また、平成30(2018)年度には、地域代表の方々、保護者代表の方々、小・中学校代表の校長、有識者をメンバーとして「二宮町小中一貫教育校推進研究会(以下「研究会」という。)」を設置し、整理された条件を基に、児童生徒の学習環境を改善する観点から、「小中一貫教育を行うために適した学校配置に関すること」、「学校規模の適正化及び学区の再編に関すること」について、実現するための具体的な内容について、研究を進めました。

研究会は次の4つを結論付けました。

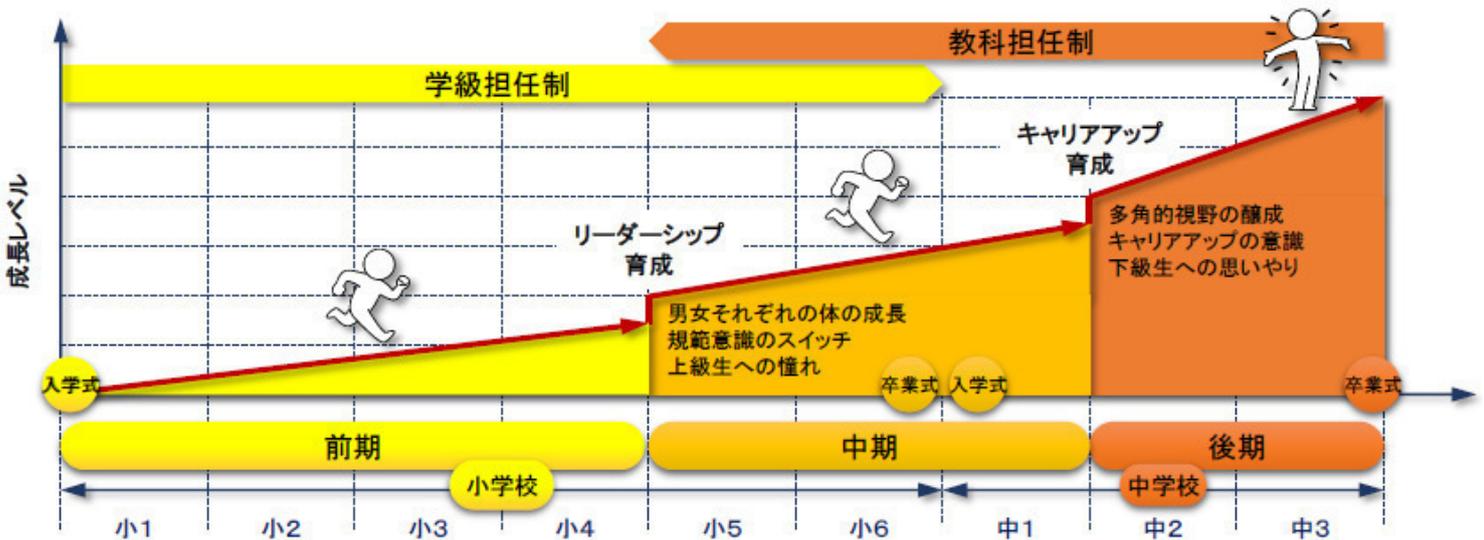
- ・児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付させるためには、一定の規模の児童生徒集団を確保すること。
- ・経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団を配置することも求められており、これらのためには、一定の学校規模を確保すること。
- ・新しい学習指導要領が、小学校では令和2(2020)年度から、中学校では令和3(2021)年度から、それぞれ完全実施されることを踏まえ、二宮町が進める義務教育期間9年間を見通した小中一貫教育の取組みをさらに推進すること。
- ・既存の学校施設を活用することを前提として、児童・生徒数の推移を勘案し施設一体型小中一貫教育校(2校)を設置することが可能になる令和12(2030)年頃を目途に、9年間を見通したカリキュラムによる小中一貫教育を進めるための、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指すこと。

7 二宮町の考える小中一貫教育

これまでの教育は、小・中学校間の連携はあったものの、中学校進学時の環境の変化や不安などが大きく、「中1ギャップ」の段差を感じる生徒たちもいました。



小中一貫教育は9年間を見据え、小・中学校が一体となり学習面や生活面での指導や支援にあたり、心身の成長に著しい差異のある小学校においては、5年生から教科担任制を部分的に取り入れるなど、子どもの発達段階にあった指導・支援を行う工夫を取り入れることもできます。これにより、従来まで感じていた「中1ギャップ」も緩和され、中学校進学がより成長を促すきっかけにもなり得ます。



このように、小学校1年生から中学校3年生までのすべての児童生徒が、それぞれの段階に応じた指導を受けられる環境を作るためには、以下のようなことが重要であると考えます。

- 小・中学校の9年間でひとまとまりと捉えた同じ教育目標（義務教育修了段階で身に付けさせたい力）のもと、小・中学校におけるそれぞれの発達段階に応じた「めざす子ども像」を小・中学校に関わる全ての人（教職員、保護者、地域の方々）が共有すること。
- 校種間の円滑な接続・連携の観点から重視されている学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、小学校1年生から中学校3年生まで連続的に成長する子どもの姿を見通しながら、9年間一貫した系統的な教育課程を編成すること。
- 学校生活の中で指導にあたる教職員が、義務教育9年間及びその前後における教育活動を理解し、教育実践に取り組むこと。

この考えのもと、二宮町の考える小中一貫教育を以下のようにまとめました。

（1）目指す子ども像

- ・ **自分の心と身体にまっすぐに向き合い、自分の良さを発揮し、自己実現できる子ども。**
- ・ **多様な価値観を大切にし、互いの良さを引き出しあい、主体的に他者と協働できる子ども。**
- ・ **二宮に愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる子ども。**

（2）小中一貫教育の内容

① 児童・生徒間の交流

学校行事や部活動などを通して、児童生徒が交流を持つことで、小学生には中学生という明確な目標を作ることが期待され、中学生には自己有用感や思いやりの心を強めることが期待されます。

また、幅広い年齢層との関わりにより、多様な人格と触れ合うこともできます。

② 小・中学校の教員の相互乗り入れ指導

相互乗り入れ指導は、小・中の教員が児童・生徒の実態について実感を伴って理解することが可能になり、日々の授業の中で行われる指導や児童・生徒指導に変化をもたらします。小学校においては、行っている学習が中学校でどのように発展していくのかを見通した指導となり、中学校においては、小学校での学びを踏まえて積み重ねていく指導となります。また、支援教育における乗り入れ指導は、個に応じた切れ目ない支援を9年間継続できるだけでなく、インクルーシブ教育をより効果的にすることもできます。

③ 校種相互の授業公開・参観

異校種の授業参観は教員にとって、特に児童・生徒の様子等を通して学ぶところが大きく、資料や話し合いだけからは得られない、実際の状況を直に感じる取ることができ、実態に即した相互理解をさらに深めることができます。さらに、異校種の授業の様子等を知ること、自校の授業を振り返り、小・中のつながりを意識した授業づくりを考えていくためのよい機会となり得ます。

(3) 学校の形態

① 分離型小中一貫校

分離型小中一貫校で小・中学校の教員が相互に乗り入れ指導をする場合は、学校間の移動に時間がかかることや、小・中学校の日課に時間帯のズレがあること等の課題があります。これらの課題を解決するには、教員を増やすことや、教職員の仕事内容を精選するなどの改善が必要になります。

② 一体型小中一貫校

一体型小中一貫校は授業の準備を小・中学校の教員が協力して行うこと、教員を講師にしての研修会、相互の授業参観や振り返りなどを日常的に行うことが可能になり、小中一貫教育の利点を生かすことができます。

(4) 地域とのかかわり

二宮町立の小・中学校は学校運営協議会制度を導入し、地域とともに子どもたちを育てていく学校教育を目指しています。小中一貫教育では、義務教育9年間を地域とともに見据え、子どもたちをはぐくむこととなります。

一方で、小中一貫教育校を導入するにあたり、小・中学校の再配置は避けては通れないものとなり、通学区域の見直しが大きな課題となります。児童生徒の移動手段も含め、地域との繋がりが大きい現在の小学校区において、地域の方々の意見を伺いながら、慎重に進めていく必要があります。

(5) 具体的な方向性

学校は各地域において、広域避難所に指定されるなど防災を始めとしたコミュニティの核としても機能していますが、今後も町の人口が減少すると想定される中で、老朽化の進む5つの学校を維持し続けることは、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。これらのことを受け、二宮町教育委員会では、学校施設数を段階的に減らしていきつつ、既存の学校施設を活用することを前提として、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指すこととしました。

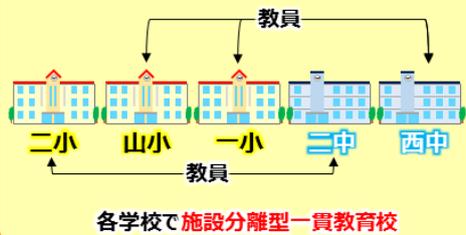
令和3年度まで

- 乗り入れ授業などの部分的な一貫教育の実施



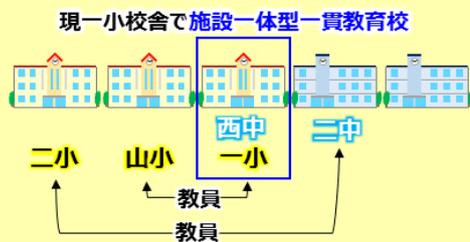
令和4年度

- 施設分離型小中一貫教育校の設置
- 一小内に中学生が合流できるよう施設の改修などを実施



令和8年度

- 一小児童と西中生徒の施設一体型教育校へ
(一色・緑が丘地区は西中へ通学)
- 山小は西中と、二小は二中与施設分離型一貫教育校



二小：二宮小学校 一小：一色小学校
山小：山西小学校 二中：二宮中学校
西中：二宮西中学校

令和12年度

- 一小校舎で「一小と山小の児童と西中生徒」、二中校舎で「二小児童と二中生徒」の施設一体型一貫教育校



※校舎の後利用は、公共施設再配置計画の中で検討

8 小中一貫教育校を実現するために

(1) 教員の配置

小・中学校の教員の相互乗り入れ指導は、小学校における教科担任制や、中学校における小学校教諭による部活動の指導など様々な可能性があり、小・中学校の教職員がお互いを支援し合える側面もあります。また、運動会や合唱コンクールなどの学校行事の一部を合同で行う等の可能性も生まれます。

このような活動を行うには、教職員の意識改革が不可欠です。これまでの指導・支援を維持するだけでなく、9年間を見据える新しい感覚が必要になります。

施設一体型小中一貫教育校であれば、小中一貫教育が比較的行いやすい環境と言えますが、分離型小中一貫校でこのような活動を行うためには、教職員や児童生徒の移動時間の確保等の課題があります。それらの課題に対処するには、教員の増員や教職員の働き方を改めて考え精選していく必要があります。

(2) 教員免許

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。また、中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。ただし、異校種で授業ができるいくつかの例外もあります。

例)

- ・中学校理科の教員免許状を持つ教員は、小学校で理科の担任をすることが可能です。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能です。
- ・中学校英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能です。
- ・相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教員免許状は必要ありません。

(3) 学校配置

少子化問題にも対応した適正規模での学校施設配置を考え、施設一体型小中一貫校を作るため、学校配置についても見直す必要があります。

(4) 施設整備

今ある学校施設を施設一体型小中一貫校とする際は、黒板やトイレの高さ、体育館の大きさなど、適切な大きさに整備していく必要があります。

9 学校の配置

学校は、一定の教育目的を実現するため、教師が児童生徒に組織的、計画的に系統的な計画を行う場所であり、特に公教育の場にあつては、多様な児童生徒が学習集団として在り、日々の学習活動や友人とのかかわりの中で、お互いに切磋琢磨しながら成長していくことが求められます。

そこで、二宮町教育委員会は、段階的に学校施設数を減らすとともに、小中一貫教育を導入するため、以下のような理由によって、10年後に施設一体型小中一貫校を2つにし、その際使用する校舎は一色小学校と二宮中学校とする計画をたてました。また、学校施設を2つに絞る前段階は、児童生徒数を勘案し、小中一貫教育を早い段階で実現できるように考えました。

- ・急激に学校施設を減らしてしまうと、地域の拠点が一度に減ってしまい変化への対応が難しい。
- ・地域全体のバランスを考えると二宮町の北と南の拠点として一色小学校と二宮中学校の配置は妥当である。
- ・一色小学校と二宮中学校は、バスのアクセス等を考えると交通インフラが整っている。

(1) 小中一貫教育を進める学校の組合せ

令和4(2022)年4月 (5校)	令和8(2026)年4月 (4施設5校)	令和12(2030)年4月 (2施設4校)
一色小学校	一色・二宮西小中学校	一色・山西・二宮西小中学校
二宮西中学校		
山西小学校	山西小学校	
二宮小学校	二宮小学校	二宮小中学校
二宮中学校	二宮中学校	

本計画は、今後の児童・生徒数の推移により計画期間中においても、計画の見直しが必要とされる場合においては、速やかに計画内容の変更を行うこととします。

人数	二宮小	二宮中	山西小	一色小	二宮西中
令和 7 (2025) 年	455 人	289 人	314 人	235 人	274 人
令和 12 (2030) 年	381 人	220 人	270 人	198 人	267 人

学級数	二宮小	二宮中	山西小	一色小	二宮西中
令和 7 (2025) 年	12 学級	8 学級	12 学級	6 学級	8 学級
令和 12 (2030) 年	12 学級	6 学級	9 学級	6 学級	8 学級

児童数は令和 2 年、生徒数は令和 7 年まで住民票データから推測
それ以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータ引用

まず、令和 2 (2020) 年度から令和 7 (2025) 年度までは、現状の小学校 3 校、中学校 2 校体制を維持しつつ、令和 6 (2024) 年度から一色小学校で中学生を受け入れられるように工事を開始し、トイレ・黒板・体育館等の改修等を行います。

一色小学校の改修工事を終えた令和 8 (2026) 年 4 月に、先行して二宮西中学校を一色小学校に統合し、一色小学校の場所に一体型小中一貫教育校をつくります。この際、一色・緑が丘地区の生徒は二宮西中学校へ進学することとします。このことによって、学校施設数が 4 つになります。

それと並行し、小中一貫教育を進めるため、中学校区をベースに分離型小中一貫校を 2 グループとします。つまり、山西小学校は、施設は分離しているものの、二宮西中学校との小中一貫教育を実施することになります。

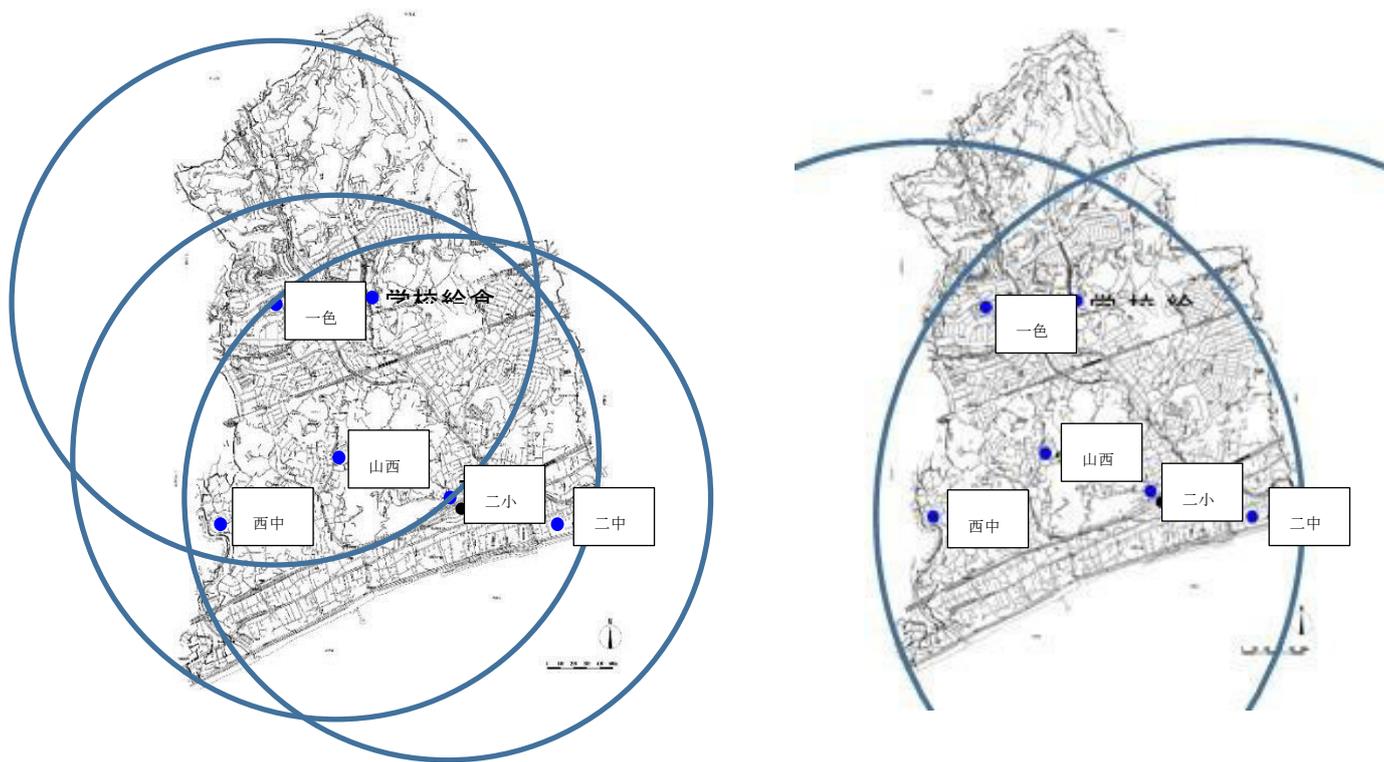
また、二宮小学校は二宮中学校との小中一貫教育を始めます。

令和 10 (2028) 年度から二宮中学校で小学生を受け入れられるように工事を開始し、トイレ・黒板・体育館等の改修等を行います。

二宮中学校の改修工事を終えた令和 12 (2030) 年 4 月に、山西小学校を一色小学校に統合するとともに、二宮小学校を二宮中学校に統合することで、学校施設数を施設一体型小中一貫校 2 つにする計画です。

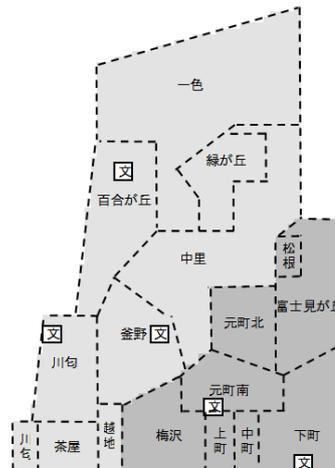
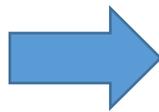
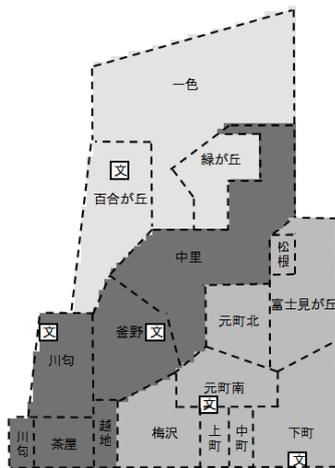
(2) 通学区域

国では、公立小・中学校の通学範囲について、小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。実際には直線距離ではなく、通学路毎に検証する必要がありますが、ここでは、上記基準の半分（小学校2 km、中学校3 km）の直線距離について、学校種毎に図示しました。これによれば、二宮町立の小学校についてはおおむねバランスの取れた配置であるものの、二宮小学校の通学範囲と山西小学校の通学範囲がほぼ重複する（実際には、吾妻山があるためにこの限りではない）ことがわかります。一方で、中学校については町の東と西に偏在していること、北側をカバーできていないこと、また通学範囲だけで考えた場合には、町内1校を適正位置に配置することで前述の条件を満たすことがわかります。



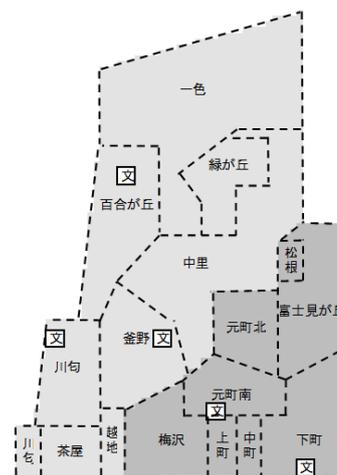
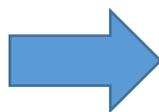
(3) 学区

小学校は、令和12(2030)年4月に一色小学校の位置に山西小学校が、二宮中学校の位置に二宮小学校が移る計画でいます。その際、川勾地区や茶屋地区等の小学生は、国の通学範囲の基準には収まっているものの、学区再編や通学手段の変更等の対策を検討します。



【令和 11 (2029) 年までの小学校区】

【令和 12 (2030) 年からの小学校区】



【令和 7 (2025) 年までの中学校区】

【令和 8 (2026) 年からの中学校区】

(4) 通学のための対応

- ① 学校の再配置に当たっては、従来の通学区域を基本として考えますが、弾力的な通学区域の設定をするとともに、通学区域の見直しについても検討します。
- ② 学校統合による通学区域の拡大により、子どもたちによっては、以前より通学距離が長くなる場合がありますが、より安全な通学方法、通学経路の確保に向け、十分配慮することとします。

- ③ 統廃合の際、同じ児童・生徒が統廃合を繰り返して経験することのないよう配慮することとします。
- ④ 統廃合後の交友関係や通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をするなど、学校指定に関する弾力的な運用を検討します。
- ⑤ 特別支援学級については、統合学校に引き続き設置するとともに、施設面も含めた教育環境においても十分配慮することとします。
- ⑥ 統合後の学校で円滑に学校生活が始まるよう、統合対象校からの継続的な教員配置などに努めます。

10 財政計画

(1) 必要とされる学校整備

町内の小・中学校の校舎等の半数以上は、昭和 40(1965)年代以前に建てられており、近い将来、老朽化対策の改修等が必要になっていきます。また、現在の校舎が多く建築された昭和 40～50 年代は、児童・生徒の急増に伴い、量的整備の側面が強いものでしたが、現在では様々な教育課題を踏まえた質の高い教育を可能とする環境整備が求められます。特に、二宮町では、一体型小中一貫教育校のための必要になります。その他にも、以下のような事項に留意し整備を整える必要があります。

- ICT 環境の整備
- インクルーシブ教育に対応した環境づくり
- 教育相談の充実
- 職員室などの管理諸室の機能的な配置
- 各室の避難所機能

(2) 必要経費

平成 25(2013)年に策定された「二宮町公共施設再配置に関する基本方針」では、教育施設についての更新単価を設定しています。それに基づくと以下のよう
に、必要経費を見積もることができます。

大規模改修

更新費用(千円/㎡)

小・中学校	延べ床面積(㎡)	大規模改修	計
二宮小学校	7,223	170	1,227,910
一色小学校	5,518		938,060
山西小学校	6,180		1,050,600
二宮中学校	7,428		1,262,760
二宮西中学校	7,114		1,209,380
計	33,463		5,688,710

このように、5校の学校施設を維持するには、財政的な負担も大きいことが予想されます。一方で、この単価に基づいて、一色小学校と二宮中学校を施設一体型小中一貫教育校の施設とする大規模改修を行うとした場合、必要経費は以下のような想定になり、5校体制を維持することと比較すると、大幅に経費を削減が見込まれます。

更新費用(千円/㎡)			
小・中学校	延べ床面積(㎡)	大規模改修	計
一貫校①	5,518	170	938,060
一貫校②	7,428		1,262,760
計	12,946		2,200,820

5校体制を継続することに比べ 3,487,890 千円安価となる

(3) 財源

各種補助金について研究していきます。

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、学校と地域住人等が協力して学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会制度を導入した学校(以下「コミュニティ・スクール」という。)に対し、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校運営協議会に関する経費
- (2) 地域との協働による学校づくり事業に関する経費
- (3) 児童・生徒の体験活動に関する経費
- (4) 学習協力者講師に対する謝礼
- (5) 体育・文化活動指導員に対する謝礼
- (6) 学校図書館ボランティアに対する謝礼
- (7) その他協力者に対する謝礼

(交付基準)

第3条 補助金の算定方法は、別表のとおりとする。

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年6月1日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 規則第4条に規定する事業計画書と併せて、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 学習協力者派遣事業実施計画書(第1号様式)
- (2) 体育・文化活動指導員の派遣事業実施計画書(第2号様式)

3 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

(交付時期)

第5条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

2 規則第 12 条に規定する事業実施報告書と併せて、次の各号に掲げる書類を実績報告書に添付しなければならない。

(1) 学習協力者派遣事業実施報告書（第 3 号様式）

(2) 体育・文化活動指導員の派遣事業実施報告書（第 4 号様式）

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町特色ある学校教育プラン推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 二宮町特色ある学校教育プラン推進事業補助金交付要綱（平成 30 年二宮町教育委員会告示第 8 号）は、廃止する。

別表

補助対象	補助金額	備考
① 学校運営協議会に関する経費	1 校あたり 40,000 円	
② 地域との協働による学校づくり事業	1 校あたり 25,000 円	
③ 児童・生徒の体験活動	1 校あたり 60,000 円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5 月 1 日時点の児童・生徒数×50 円
④ 学習協力者講師に対する謝礼	1 単位時間あたり 900 円	1 校あたり 60 時間まで
⑤ 体育・文化活動指導員に対する謝礼	小学校 1 名あたり 30,000 円 中学校 1 名あたり 50,000 円	小学校 3 名まで 中学校 5 名まで
⑥ 学校図書館ボランティア謝礼	1 校あたり 16,000 円	
⑦ その他協力者に対する謝礼	1 名あたり 10,000 円	ふれあい農園整備協力者に対する謝礼

第1号様式（第4条関係）

学習協力者派遣事業実施計画書

回	実施年月日	教科・領域等	活用の単位時間数	活用内容	学習協力者氏名

第2号様式（第4条関係）

体育・文化活動指導員の派遣事業実施計画書

活 動 名	
担 当 教 員 名	
指 導 協 力 者 氏 名	
年 間 活 用 計 画	
活 用 総 回 数	

第3号様式（第6条関係）

学習協力者派遣事業実施報告書

回	実施年月日	教科・領域等	活用の単位時間数	活用内容	学習協力者氏名

第4号様式（第6条関係）

体育・文化活動指導員の派遣事業実施報告書

活 動 名	
担 当 教 員 名	
指 導 協 力 者 氏 名	
年 間 活 用 内 容 及 び 活 用 年 月 日	
活 用 総 回 数	

二宮町生徒・進路指導補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町立中学校（以下「学校」という。）の生徒・進路指導に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象は、生徒・進路指導に関する事業とする。

(交付金額)

第3条 交付金額は、次に掲げる額とする。

(1) 学校1校あたり100,000円

(2) 補助金交付当該年度の5月1日時点の生徒数に240円を乗じた額

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年6月1日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続をしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第5条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

(様式 1 - 1)

令和1年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等調書

資料No. 2

(二宮町) 教育委員会・教育事務所

番号	学校名	学級	給食	5月1日の児童(生徒)数								5月1日の実学級数									
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
1	二宮町立二宮小学校	A	Z	110	102	107	121	89	91	620	26	646	4	3	3	4	3	3	20	6	26
		B		1	1		2	6	1		11	11								2	
		C		1				2			3	3								1	
		F			1						1	1								1	
		H		2		3	2	2	1		10	10								2	
		L						1			1	1									
2	二宮町立一色小学校	A	Z	26	19	29	28	32	54	188	10	198	1	1	1	1	1	2	7	3	10
		B			1			1			2	2								1	
		C							1		1	1								1	
		H			2	2	3				7	7								1	
3	二宮町立山西小学校	A	Z	48	49	57	58	69	68	349	9	358	2	2	2	2	2	2	12	3	15
		B				2		1	1		4	4								1	
		D					1				1	1								1	
		H		1		2		1			4	4								1	
	区分別計	A	Z	184	170	193	207	190	213	1,157	44	1,201	7	6	6	7	6	7	39	12	51
		B		1	2	2	2	8	2		17									4	
		C		1	0	0	0	2	1		4									2	
		D		0	0	0	1	0	0		1									1	
		F		0	1	0	0	0	0		1									1	
		H		3	2	7	5	3	1		21									4	
		L		0	0	0	0	1	0												
				189	175	202	215	203	217	1,201		1,201	7	6	6	7	6	7	39	12	51

- 1 新設校は、番号の下段に「新」と記入してください。
- 2 本校と分校は別々に通し番号を付し、分校は○印で番号を囲んでください。
- 3 特別支援学級及び長欠者数は、通常学級の下欄を使って記入してください。
- 4 長欠者は、通常学級と特別支援学級を合わせた数を記入してください。学級数の記入は不要です。
- 5 市区町村の学級区分毎に、集計行を記入してください。

(様式 1 - 1)

令和1年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等調書

(二宮町) 教育委員会・教育事務所

番号	学校名	学級	給食	5月1日の児童(生徒)数								5月1日の実学級数										
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	
1	二宮町立二宮中学校	A	Z	121	107	114					342	8	350	4	3	3				10	3	13
		B		2		1						3	3								1	
		C			1							1	1									1
		H		3		1						4	4									1
2	二宮町立二宮西中学校	A	Z	80	102	90					272	2	274	3	3	3				9	2	11
		B				1						1	1									1
		H				1						1	1									1
	区分別計	A	Z	201	209	204					614	10	624	7	6	6				19	5	24
		B		2	0	2						4										2
		C		0	1	0						1										1
		H		3	0	2						5										2
				206	210	208					624		624	7	6	6				19		24

- 1 新設校は、番号の下段に「新」と記入してください。
- 2 本校と分校は別々に通し番号を付し、分校は○印で番号を囲んでください。
- 3 特別支援学級及び長欠者数は、通常学級の下欄を使って記入してください。
- 4 長欠者は、通常学級と特別支援学級を合わせた数を記入してください。学級数の記入は不要です。
- 5 市区町村の学級区分毎に、集計行を記入してください。

二宮町生涯学習センター（ラディアン）20周年記念事業（案）
『ホールを活用した文化振興事業』

1. 事業趣旨

ラディアン開館20周年を記念し、二宮町の文化の向上及び普及を図り、町民が多様な文化に触れることができる環境を醸成するため、団体が実施するラディアンホールを活用した文化事業に支援をする。

2. 開催会場

二宮町生涯学習センター ホール

3. 開催日

令和2年（2020年）10月～12月（期間中に3公演）

4. 募集方法

広報紙7月号（6月25日発行）、町ホームページ、町フェイスブックなど

5. 募集团体数

3団体（申込多数の場合は、社会教育委員の意見を考慮した上で選考し決定する）

6. 支援内容

- (1) 開催日（本番）における「ホール」「付帯設備等」などの使用料を無料（減免）とする
- (2) 本番、リハーサル、ゲネプロの「ホール」などの使用先行予約をすることができるものとする

7. 対象団体

- (1) 活動に対する会計経理が明確であること
- (2) 事業を完遂できる見込みが確実であること
- (3) 二宮町内に活動拠点を有し、かつ、所在地及び代表者が明らかであること

8. 対象事業

- (1) 音楽、演劇、舞踊のほか、伝統芸能などで、町民の文化の向上に寄与するものであること
- (2) 特定の会員等を対象としない一般公開のもので、全町的範囲を対象としていること
- (3) 事業名などにラディアン開館20周年記念の冠を付すこと
- (3) 次に掲げる事項に該当していない事業
 - ア 宗教活動、政治活動、選挙活動を推進する事業又は、これらに反対することを目的とする事業
 - イ 営利目的の事業及び公序良俗に反する事業又は、そのおそれのある事業

9. 募集期間

令和元年（2019年）7月1日（月）～8月31日（土）

令和元年度6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和元年6月21日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項

（定例会終了後）学校給食試食（給食費を当日徴収させていただきます。）

午後 学校訪問

※ 出席を要する主な行事

- | | | |
|----------|-------|--------------------------|
| 5月25日（土） | 8時40分 | 二宮中学校汐鳴祭（体育の部） |
| 5月31日（金） | | 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会（山梨県） |
| 6月 8日（土） | 9時00分 | 二宮小学校運動会、一色小学校運動会 |
| 6月21日（金） | 9時30分 | 教育委員会議定例会（2Aクラブ室） |
| | 午後 | 学校訪問 |